

ver4.1

S-GAPガイドブック

(埼玉県農業生産安全確認運動)

～野菜編～



埼玉県マスコット「コバトン」

「S-GAP」は・・・

何のために実践するの？

みなさんは出かける時に、こんなチェックをしていますか

ガスの元栓や鍵閉め

家庭の安全を高める確認事項

携帯電話や財布の持参

仕事や生活を円滑に進めるのに必要な確認事項

傘の持参

雨降りの天気予報等、該当する場合に必要な確認事項

普段の農業経営では何をチェックする必要があるでしょうか？

1 経営の安全

- 異物混入の防止
- 農業の適正使用
- 廃棄物の適正処理
- ほ場情報の整理

など

2 経営の効率化

- 資材の在庫管理
- 作業場の清掃
- 危険な場所の注意表示
- 省エネの徹底

など

3 該当する場合

- 養液栽培での汚染回避
- 雇用者の労災保険加入
- 特定外来生物の適正使用
- 土壌くん蒸剤の適正使用

など

本書でチェックと改善を実践した結果

効率的で信頼性の高い持続可能な農業経営

信頼されない農業とは・・・

- 農業を使用する際、ラベルの確認等をしていない・・・農産物から使ってはいけない農薬が検出されて出荷停止
- ほ場にゴミが散乱、近所から苦情を受ける・・・近隣住民とのコミュニケーションが上手くとれなくなった
- 作業機械の点検・整備が十分でない・・・出荷作業中に機械が故障し、契約先に予定どおり納品できない
- 雇用者がいるのに保険に入っていない・・・雇用者が大けがをして、治療費で大ピンチ

効率の悪い経営や経営の継続が困難になる恐れ！

「S－GAP」は・・・

何をしたらいいの？

1 ガイドブックの全項目を
自分の農場でチェックしてみます

項目は「重要項目」
と「推奨項目」に
分かれています



2 それぞれの項目の「達成水準」を見て
十分達成されているか自分で判断します



3 未達成と判断した項目は、すみやかに改善をしてみましょう



4 判断に迷ったり、改善方法がわからない
場合などは、普及指導員や営農指導員に相談しましょう



5 全項目を達成することによって、
信頼される農業経営を目指します



- ・「重要項目」とは、法令やGLOBALG.A.P.適用除外禁止項目に定めがあるなど、該当者すべてに実践が求められる項目です。
- ・「推奨項目」とは、法令上の義務ではありませんが、安全性の向上に役立つ取組であるため、国のガイドライン等で実践を推奨されている項目です。

本書の使い方



項目番号が星マークとなっているのは**重要項目**を表しています。

重要項目とは、法令で遵守を義務づけられているなど、S-GAPを実践する上で特に重要と位置づけている取組項目です。

取組項目一覧表に掲げた項目

1

農場経営管理

S-GAPの取組項目、必要性を理解し、それに沿った方針を定め、農場内で共有していますか

食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の別を表示

農場を持続可能にするためには、「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5つの分野の観点から農場を適切に管理することが大切です。また、農場の目標を明確にすることで、継続的なGAPの実践と改善につながります。

達成水準

この項目が達成されているかの判断水準です。

この項目を実施する必要性等を説明しています。

農場の目標を「農場運営の方針」として定め、農場内で共有している(*)

文末に(*)がついている達成水準は、ver4.0以降追加となったものです。

取組例

達成水準を満たすため、どんなことに取り組みばよいかの具体的な例示です。

- S-GAPの5分野の取組項目、必要性を正しく理解した上で、それに沿った農場運営の方針を定める。
- 「農場運営の方針」を作業場等に掲示するなどして、従業員と共有する。

この項目が、農林水産省公表の「国際水準GAPガイドライン」の何番に該当しているか示しています。

国際水準GAPガイドライン
3番

S-GAP 農場評価制度について

埼玉県では、平成28年度より県の職員がS-GAPに取り組む農場を訪問して、その取組具合を評価する「S-GAP 農場評価制度」を創設しました。

S-GAP農場評価を受けることで、ご自身の農場の良い点や改善点を明らかにすることができ、農業経営を見直すきっかけとなりますので、ぜひご活用ください。



本当にきちんと
S-GAP項目に取り組
めているのかな。

S-GAPに取り
組んだことを見て
もらいたいな。

そこで...

自分だけでS-GAPに取り組んでいる
と、きちんと基準を満たしているか分
からないこともありました。

S-GAP 農場評価



評価員が、皆様の農場を訪問し、
S-GAPの取組具合を評価します。

評価
後は



S-GAP実践農場
になったぞ!!

彩の国 埼玉県



S-GAP
実践農場

全ての項目が「適」と評価されると
「S-GAP実践農場評価書」を交付します。

さらに...

評価結果がデータでまとめて
あるからわかりやすいね!



各項目ごとの良い点・改善点等の書かれた
評価結果をお返しいたします。評価結果を
農場の改善活動につなげてください。

ご自身の農場のリスクや無駄が減り、経営が効率化します。
ぜひ、S-GAP 農場評価をお受けください!

※ 申込は管轄の農林振興センターへどうぞ。また、農場評価は集団（2人以上の生産者で構成される団体）でも受け付けておりますのでご相談ください。

S-GAP実践者より 喜びの声が続々と届いています



野菜生産者

GAPは農業を行う上で絶対に必要

- ・多くの改善点が見つかり、安全性や作業効率が格段に高まりました。
- ・S-GAPは特別な費用もかからず取り組みやすいです。



野菜生産者

労働環境の改善に繋がりました

- ・従業員の廃棄物の分別意識が高まり、処分しやすくなりました。
- ・労働環境を改善する必要性に気付き、新たに広い休憩場所を設けるきっかけになりました。



茶生産者

セールストークに活用しています

- ・作業内容や工場の管理方法について、家族や従業員と話し合う良いきっかけとなり、コミュニケーションが密になりました。
- ・安全な狭山茶を生産していることをお客様に示すツールとして、実践農場ののぼり旗や評価書を使っています。



米生産者

無駄な在庫が無くなりました

- ・作業場などの整理整頓が進んで、無駄な肥料の在庫などがなくなりました。
- ・S-GAP実践農場となったことで、近隣の農業者からの信用が増し、農地が借りやすくなりました。

1

農場経営管理

S－GAPの取組項目、必要性を理解し、それに沿った方針を定め、農場内で共有していますか

農場※を持続可能にするためには、「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5つの分野の観点から農場を適切に管理することが大切です。また、農場の目標を明確にすることで、継続的なGAPの実践と改善につながります。

※S－GAPガイドブックでは、「農場」とは、経営体のことを指します。（場所を指すときは、「ほ場」、「作業場」等、具体的に記載しています）

達成水準

農場の目標を「農場運営の方針」として定め、農場内で共有している(*)

取組例

- S－GAPの5分野の取組項目、必要性を正しく理解した上で、それに沿った農場運営の方針を定める。
- 「農場運営の方針」を作業場等に掲示するなどして、従業員と共有する。

2

農場経営管理

農場の責任者を定めていますか

農場全体の責任者（経営者）の他、作物管理、商品管理、労務管理等の責任者を定めることにより、農場における役割分担を明確にすることができます。

達成水準

作物管理、商品管理、労務管理等、業務ごとの責任者を定め、周知している(*)
責任者や作業者がその能力を向上し、ルールに従って作業を進められるよう、教育・訓練等を行っている(*)

取組例

- 業務ごとの責任者、役割分担を明確にするなど、組織体制を作る。
※業務ごとの責任者は兼務も可能。
- 責任者を確認できる組織図を作成し、周知する。
- 責任者は、自治体や関連事業者等から最新の情報を入手し、知識や能力の向上に努める。
- 農場のルールについて作業者を教育し、実践できるように訓練する。
- 自治体等で開催している講習会等に積極的に参加する。
- 教育・訓練の実施の記録を残す。

3

農場経営管理

生産計画を作り、計画に沿って作業を実施していますか

農場を安定的に運営するためには、事前に適切な生産計画を立てることが重要です。生産計画の策定により、ほ場や作業者、機械の計画的な手配が可能となり、販売のスケジュールの根拠としても活用できます。

達成水準

生産計画を策定し、計画に沿って作業を実施するとともに、生産実績と計画とを比較・評価し、必要に応じて次の計画に反映させている(*)

取組例

- 出荷までの作業を組み込んだ生産計画を立案し、作業者や機械を手配する。
- 計画と実績を比較することにより、改善点を見出し、次の生産計画の基礎資料として活用する。
- 生産計画は、書面や生産工程管理ツールで整理し、適宜確認できるようにしておく。
- 作成した生産計画は定期的に見直しを行い、生産性の向上、効率的な投資など、より良い農場運営を目指す。



4

食 品 安 全
環 境 保 全
労 働 安 全

食品安全・環境保全・労働安全の観点からリスク評価を実施していますか

万が一の事故を防止するためには、営農上に潜むリスクを洗い出し、その程度を評価したうえで、改善策を講じることが重要です。



達成水準

農場のほ場、施設等について、食品安全、環境保全、労働安全の観点からリスク評価を行っている(*)
影響が大きいと判断したリスクについて、影響を低減・排除するための対策の実施、実施状況の確認及び必要に応じた見直しを行っている(*)

取組例

○リスク評価とリスク管理の手順

- ・食品安全、環境保全、労働安全のそれぞれについて、悪影響を及ぼす恐れのある要因を洗い出す。
- ・影響の程度（大きさ、発生頻度）を評価する。
- ・リスクを低減、または予防するための対策を検討する。
- ・実際に対策を運用してみて、効果を検証し、効果が不十分な場合は見直しを行う。

5

農場経営管理

クレームへの対応手順を定めていますか

取引先等からのクレームが発生したときには、迅速かつ適切な事後対応が求められます。そのため、クレームに対応するための手順を明確にしておきます。

達成水準

クレームへの対応手順を定め、クレームが発生した場合はその内容を記録・保存している(*)

取組例

- クレームが発生した場合の具体的な手順を事前に定め、実際に機能するかテストを実施する。
- クレームがあった場合は、その内容を記録し、再発防止のための対策につなげる。

6

農場経営管理

事故や災害等に備えた農業生産の維持・継続のための対策を取っていますか

GAPの取組により事故（食品事故、農作業事故等）のリスクは小さくできますが、リスクはゼロにはなりません。また、近年は自然災害が多発しています。こうした万が一の事態が起こったときに経営を守るための対策を講じます。

達成水準

保険の加入やBCP（事業継続計画）の策定など、農業生産の維持・継続のための対策を取っている(*)

取組例

- 自然災害など緊急事態発生時の連絡体制を整備し、従業員に周知する。
- 万が一の事態への備えとして、収入保険、農業共済に加入する。
- 事故に備えた農協の共済や車両の保険、食中毒発生時の賠償責任に備えた民間の保険などへの加入も検討する。
- 災害等が発生した場合に、事業の継続や早期復旧を図るため、BCP（事業継続計画）を策定する。

※「農業版BCP（事業継続計画）」の様式は、巻末の参考データを参照



7

人権保護

雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法を定めて実施していますか

経営資源の中で最も重要な要素が「人」です。雇用の際には関係法令を遵守し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。



達成水準

雇用・労働環境に関する法令等の把握に努めており、雇用の際は労働条件を明示するなど、法令を遵守している(*)
家族経営の農場では、家族間で十分な話し合いを行っている(*)
労働条件を遵守し、労使間で労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を実施している(*)

取組例

- 人権に関する勉強会、セミナーに参加する。
- 雇用に関し、労働基準監督署、公共職業安定所、総合労働相談コーナーや社会保険労務士に相談する。
- 雇用の際には、労働条件を提示し、労働条件を遵守していることが分かるよう、記録（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）を残す。
- 家族経営の農場では、家族の合意のもと、役割や報酬等を含む「家族経営協定※」を締結する。 ※巻末の参考データを参照
- 使用者と労働者との間で労働条件、労働環境、労働安全等に関する意見交換を定期的の実施し、実施内容を記録する。

8

食 品 安 全
労 働 安 全

ほ場や作業場等をきれいに保っていますか

ほ場や作業場等の衛生管理を徹底することは、適切な農場管理を行う上での基本です。結果として、農産物の汚染防止や作業の安全確保、能率向上等につながります。

達成水準

作業場や収穫物を取り扱う施設が整理整頓され、清潔に保たれている
ほ場の汚染や土壌を通じた農産物の汚染の危険性について、あらかじめ把握し、必要に応じて対処している

取組例

- 作業場等は定期的に清掃を行い、使わない機材や作物残さ等の廃棄物を放置しない。
- 作業場等に鳥獣や昆虫等が侵入、発生しないよう対策を取る。
- 台風等、大雨のおそれがある場合は、作業場等への水の浸入を防ぐ措置を取る。
- ほ場及び隣接地の過去や現在の状況（過去に廃棄物の不法投棄があった、隣接地に化学工場がある等）を確認し、ほ場の汚染リスクを把握して対応している。



作業道具は分別して置き、名称の表示をしているとよい



肥料も種類ごとに分別して、きれいにしておきましょう

国際水準GAPガイドライン
27、33、35番

9

農場経営管理

ほ場や作業場等への入場時のルールを、作業者や来訪者に周知していますか

農産物の汚染や事故は、ほ場や作業場等に入る「人」に起因することもあります。入場時に守るべきルールを、作業者はもちろん、外部からの訪問者にも周知します。

達成水準

入場時のルールを、作業者や来訪者へ遵守するよう周知している
(※)

取組例

- 来訪者の立ち入り禁止箇所を表示する。
- 入場時のルールの例
 - ・作業時の服装、身の回り品の取扱い
 - ・体調不良時の対応
 - ・手洗い（作業前手洗いの徹底等）
 - ・喫煙・飲食等の場所の指定
- 施設の出入り口等に入場時のルールを明示する。

栽培等に使用する水の安全性を確認していますか

農業用水の汚染は、ほ場や作物の広範囲な汚染につながります。そこで、栽培や収穫用農具の洗浄で使用している水の水源を確認し、汚染のリスクを把握します。特に最終洗浄に用いる水の安全性については、細心の注意を払います。

達成水準

栽培等に使用する水は、その水源を把握するとともに、汚染回避に努めている
生食する農産物に直接かかる水は、定期的な水質検査を行い、安全性を確認している

取組例

- 農場で使用する水が、河川やため池等の地表水、地下水、水道水のいずれなのかを把握する。
- 地表水や地下水を使う場合、その水路やバルブ等が汚れていないか定期的に観察し、必要に応じて清掃する。
- 大雨や洪水があった場合、水質に問題がないか確認する。
- 水源の水質汚染の情報を、市町村の環境対策課や地域を管轄する環境管理事務所等で入手する。
- 水源の汚染が確認された場合は、用途に見合った水質となるように改善措置を取る。
- 生食する農産物に直接かかる最終洗浄水等の水は、定期的な水質検査で安全性を確認した水を用いることで農産物の汚染リスクを低減させる。
- 最終洗浄は、積極的に水道水を活用する。

水質検査項目（例）

一般細菌・大腸菌・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物（TOC）・pH値・味・臭気・色度・濁度・アンモニア態窒素など

11

食 品 安 全
労 働 安 全

作業場等の施設は、作業や衛生管理に適した構造になっていますか

作業場等の施設では、農薬や機械の説明書を読んだり、作業機を操作したりするので、十分な照明を確保する必要があります。また、通風や排水の確保等、衛生管理がしやすい構造とする必要があります。

達成水準

作業場等は、照明、通風、排水その他が農作業や衛生管理に適した構造となっている

取組例

- 施設に排水溝を設ける、デコボコのない床にするなどして水はけを良くし、清掃しやすくする。
- 施設は耐久性に優れた材料が使用されていることを確認し、必要に応じて消毒可能な状態にしておく。
- 施設・機械は定期的に点検を行い、壊れた部分や不備があった場合はすみやかに直す。
- 自然の光あるいは照明によって十分な明かりを確保し、農薬のラベルに書かれているような細かい文字も容易に読み取れるようにする。
- 壁等に結露した水滴が収穫物に触れないようにする。

施設は耐久性に優れた材料が使用されていることを確認します



国際水準GAPガイドライン
33番

12

環境保全

土壌診断の結果を基に、肥料等の施用量を決めていますか

ほ場へ過剰な資材を投入すると、環境に与える負荷が大きくなります。土壌診断を実施した結果や埼玉県の実肥基準、栽培暦等を参考にして肥料等の施用量を決めることは、農作物への施用効果を高めます。

達成水準

土壌診断を活用して、埼玉県の実肥基準や、栽培暦等を踏まえた施肥設計を作成し、その計画に沿って肥料等を施用している

取組例

- 埼玉県の施肥基準、JAの栽培暦等で示されている施肥量及び施肥方法を確認する。 ※巻末の参考データを参照
- 土壌診断を実施して適正な施肥を行う。また、局所施肥や肥効調節型肥料等によって、減肥を心がける。
- 生育の状況や天候を考慮して、施肥量を調節する。
- 施肥用機械や器具の点検・整備を定期的に行い、精度の高い施用ができるようにする。



土壌診断に基づく施肥設計

埼玉県農業技術研究センターHPより引用

国際水準GAPガイドライン
41、63番

13

食 品 安 全
環 境 保 全

肥料等は、適切に製造されたものを使っていますか

肥料や堆肥、有機質資材等は適切に製造されたものを使用し、環境負荷や食品安全上のリスク低減につなげます。特に、家畜ふん堆肥を施用する場合は、病原微生物等による汚染に注意します。繰り返しや高温発酵等の工程を経た適切な製造が必要です。

達成水準

肥料等の安全性に関する情報を把握している(*)
堆肥は、適切に堆肥化されたものを使用している

取組例

- 肥料の安全性の確保に関する情報を確認する。 ※巻末の参考データを参照
- 家畜ふん堆肥を製造する場合は、繰り返し等によって全体に空気が入るようにし、十分に発酵させる。
- 堆肥化の際は、発酵熱で病原微生物や雑草種子、寄生虫卵を殺滅する（70℃で数日間発酵させることが望ましい）。
- 出来上がった堆肥等に、原料である家畜ふんや製造途中の堆肥が触れたり混入したりしないよう区分して管理する。
- 堆肥を購入した場合は、原料・製造方法・分析結果（肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示）等を確認する。



堆肥化は、70℃で数日間発酵させるとよい

購入した堆肥は、製造方法等を確認します

国際水準GAPガイドライン
61、62、65番

14

環境保全

堆肥や緑肥といった有機物を活用するなどして、持続可能な農業の実践に努めていますか

堆肥や緑肥といった有機物をほ場にすき込むことは、地力の維持・増進に効果的です。また、炭素貯留による温室効果ガス削減も期待でき、環境保全型農業の推進という面からも、積極的な取組が求められます。

達成水準

土づくり等を通じた適正な土壌管理の実施により、持続可能な農業に積極的に取り組んでいる

取組例

- 堆肥や緑肥を施用することで、土壌に有機物の供給を図る。
- 土壌改良の目的に応じて、適切な土壌改良資材を施用する。
- 堆肥の施用量は、県やＪＡ等の栽培暦や施肥基準等を参考に決定する。
※巻末の参考データを参照
- 独自の基準を新たに策定する場合は、県の『主要農作物施肥基準』を参考にする。 ※巻末の参考データを参照
- 継続的に堆肥を施用してきたほ場では、土壌診断（電気伝導度（ＥＣ）や硝酸態窒素等）を実施し、過剰施用とならないように留意する。
- 多毛作及び輪作を実施することで地力の維持・増進に努める。
- 不耕起栽培が適した土地や作物については、積極的に導入を図る。



有機物（ソルゴーなど）の施用を行うことで、地力の増進にもなります

国際水準GAPガイドライン
28、41番



15

食 品 安 全
環 境 保 全

廃棄物はしっかり分類し、飛散・流出しないよう保管していますか

廃棄物は、ほ場や農産物の汚染源となるほか、作業上の支障となる可能性もあります。あとでリサイクルや処分がしやすいよう、可能な限り屋根のある保管場所を確保し、品目別に分別して保管します。



達成水準

農場から出る廃棄物の種類を把握し、廃棄物自体を削減する方法を検討している(*)

廃棄物は、品目別に場所を決めて表示し、飛散・流出しないよう保管している

農産物の洗浄水など、作業で発生した排水やそれに含まれる植物残さなどを適切に管理している(*)

取組例

- 耐用年数の長い資材や生分解性マルチ等を利用する。
- 廃棄物を処分するまでの間、環境に支障が出ないように場所を決めて保管する。
- 保管にあたっては処理を委託する業者の取扱品目別に表示・分別する。
- 廃棄物の分類について不明な点がある場合は、市町村の環境対策課や処理を委託する業者等に確認をとる。
- 衛生害虫（ハエ、蚊、ゴキブリ等）の発生源とならないよう適切に管理する。
- 排水に含まれる残さが水路等を汚さないように、残さを取り除くための措置を講じる。

廃棄場所であることが分かるように、表示をします

表示例

プラスチックくず

管理者：埼玉 太郎



廃棄物は品目別に分類して、処理日まで保管します

国際水準GAPガイドライン
32、42、43番



16

環境保全

プラスチックゴミ等の廃棄物は、許可のある業者に委託して処分していますか

農業生産活動によって発生する廃棄物のうち、自家処理が困難な廃棄物は業者に委託します。特に、発生量の多い廃プラスチック類に分類されるゴミ(廃マルチ等)は、許可業者に委託し、関係書類はきちんと保存します。



達成水準

農業生産活動によって発生した廃棄物は、不要な焼却などをせず、地域のルールや法令を遵守して処理している

取組例

- 廃棄物の処理は、地域で処理方法のルールがある場合、それに従って処理する。
- 農薬の空容器、廃プラスチック等の廃棄物は、資格のある産業廃棄物処理業者やJA等に処理を委託する。
※埼玉県内の産業廃棄物処理業者一覧は、巻末の参考データを参照
相談先：(一社)埼玉県環境産業振興協会(電話 048-711-1014)
- 産業廃棄物処理業者に委託した場合、契約書や産業廃棄物管理票(マニフェスト)を受け取り、最低5年間は保管する。また、委託状況を『産業廃棄物管理票交付等状況報告』にまとめ、翌年度の6月30日までに管轄の環境管理事務所※へ提出する。

※さいたま市、川越市、越谷市、川口市は、それぞれの市の担当課が窓口

農薬の空容器と一般ゴミはしっかり分別します



JA等で年に数回、廃棄物を集めているところもあります



国際水準GAPガイドライン
42、43番

17

環境保全

作物の残さは、堆肥化してほ場に還元するなどして、有効活用していますか

作物残さは、利用しない場合は廃棄物になりますが、堆肥化等によって安全性を確保した上で、ほ場に還元すれば有機質資源として有効活用できます。

達成水準

作物残さを土づくりに利用するなどして、リサイクルを実施している

取組例

- 野菜くず等の作物残さは、ほ場に残すと病虫害がまん延する場合等を除き、堆肥化するなどしてほ場に還元する。
- 他者に堆肥を繰り返し譲渡する場合は、特殊肥料の届出をしてから譲渡するようにする。
- ほ場還元が好ましくない作物残さ等は、バイオマスや他の作物に利用する堆肥原料にするなどして有効活用する。

※廃棄物の焼却は原則禁止されています。やむを得ず行う場合は、行政機関等に廃棄物焼却に関する規制内容について確認をとってください。



作物残さ（作物の残りかす）は、堆肥化して使うのがよい

国際水準GAPガイドライン
42番

18

環境保全

省エネを心がけていますか

環境保全の推進や経営コストの削減の観点から、エネルギーの節減は重要な課題です。施設・機械・器具等の導入の際は、エネルギー消費を抑えるものを選ぶなど、積極的に省エネに取り組みます。

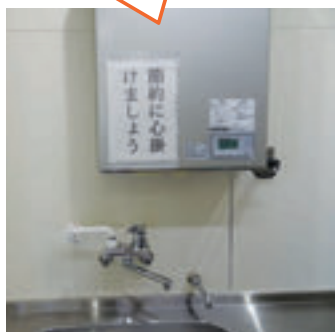
達成水準

常にエネルギー消費を抑えようという意識を持って、省エネに取り組んでいる

取組例

- 不必要な照明を消すなどして、電力の消費を極力抑えるように心がける。
- 機械類等を導入する際は、エネルギー効率の良い機種を選ぶ。
- 機械・器具は適切に点検・整備を行う。
- 施設の破損箇所は補修する。
- 電球の更新時は、省エネタイプを積極的に選ぶ。

節水・節電を促す表示



エンジンのかけっぱなしを注意する表示



国際水準GAPガイドライン
41番

19

食 品 安 全
環 境 保 全

倉庫やゴミ置き場等を鳥獣が集まらないように管理していますか

鳥獣被害の発生を抑えるためには、鳥獣の餌やすみかを提供せず、繁殖・集合させないことが重要です。作物残さ等の管理を徹底するほか、必要に応じ、防護柵、防鳥網を設置するなど、生物多様性に配慮した鳥獣被害防止対策の実施を検討します。

達成水準

鳥獣を引き寄せないように、作物残さ等は管理された場所に保管している

取組例

○以下のような、ほ場への鳥獣の接近を制限する取組等により、鳥獣被害防止対策を講じる。

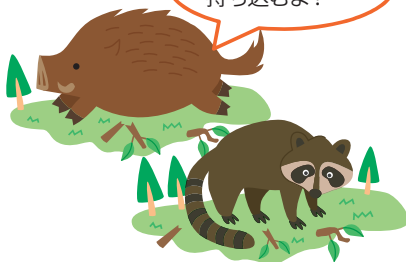
- ・農産物及び廃棄物の管理を徹底する。
- ・作物残さ等をほ場に還元する場合、深くすき込む等の配慮に努める。
- ・放任している果樹がある場合、除去する。
- ・侵入防止柵の設置や追い払い活動の実施を検討する。

※鳥獣を捕獲する際は、鳥獣保護管理法等の関係法令を遵守することが必要です。市町村の担当課に確認した上で実施してください。

鳥獣が入らないように、
網戸を設置します



鳥獣は、雑菌を
持ち込むよ！



国際水準GAPガイドライン
45番



20

労働安全
人権保護

危険を伴う作業を把握し、事故やケガ等に備えた対策を取っていますか

農作業の安全を確保するため、作業工程上の危険ポイントを把握し、回避等の方法を学ぶことは、非常に重要です。特に、未熟な担当者に対しては、必要な講習を受講させる等、作業に習熟するまで十分に訓練します。



達成水準

危険を伴う作業を把握し、その回避や事故発生時に備えた研修・訓練等を行っている

取組例

- 農作業の危険について話し合う場を設け、危険な作業について把握する。
- 把握した危険な作業に関する勉強会を開催したり、機械メーカー等が開催する外部講習会に参加するなど、事故発生リスクの低下に努める。
 - ・講習の受講が必要な機械の例：フォークリフト、ホイルローダー、バックホー等
- ※県でも「農業機械利用技能者養成研修」等の研修会を開催している。
相談先：埼玉県農林部農業支援課 経営体支援担当（電話 048-830-4055）
- 講習会に参加するなど、事故や怪我に備えた応急処置の知識を身につけている。
- 簡単なケガに対応できる救急セット、洗浄用の水を用意し、作業場所へ携行する。

作業場等に簡単なケガに対応できる救急セットを用意しましょう



国際水準GAPガイドライン
22、24番



21

労働安全

危険な場所には注意喚起の表示をしていますか

農作業上、危険な作業・場所等には、危険回避のための手段を明記するなど、注意を喚起する看板等を表示します。これは、作業に携わらない者が危険にさらされることの予防にもつながります。



達成水準

危険な作業・場所等には、注意喚起の看板等が設置されている

取組例

- 危険箇所には表示板を設置するなど、分かりやすい工夫をする。
- 危険箇所の表示例
 - ・電気柵に「触るな危険」
※電気柵は電気事業法で表示が義務付けられています。
 - ・ハウス内の低い梁に「頭上注意」
 - ・作業動線上の段差に「足下注意」
 - ・暖房機の煙突部分に「高温注意」「触るな危険」
- 日頃から危険箇所についての確認をするように意識する（ほ場の危険箇所をほ場地図に明記しておく）。
- 看板の設置等が難しい場合、危険な作業の開始前に、危険ポイントの再確認を徹底する（朝礼での口頭注意、危険箇所の指差し確認等を実践）。



危険な場所には、だれでも分かるような注意表示をしましょう
(外国人が作業者にいる場合は外国語でも表示)

農作業事故を未然に防ぐために、作業環境を改善していますか

軟弱な路面や手すりのない高所等、普段気をつけながら作業をしている場所は、事故発生の危険が潜んでいます。気付いた時に、早めに対策を取るようにします。

達成水準

農作業事故防止のための作業環境改善を行っている

取組例

- 機械を扱うような危険性の高い作業や危険箇所についてあらかじめ把握し、地図等を作成する。
- 農道の地盤が悪い場合は補強をしたり、路肩に草が生い茂っている場合は定期的に草刈りをしたりする。交通量の多い道路に出入りする場合は、危険回避のためカーブミラー等を設置する。
- 高所作業が必要な場所は、手すり、柵、滑り止め等を設置する。



危険な場所は、把握し、
作業者に伝えます

23

労働安全

ケガや機械の故障等の事故が発生した時の連絡先のリスト等を作成し、掲示していますか

トラブルが発生した時に、事前に連絡先等をリスト化しておけば、慌てずすみやかに対応することができます。

達成水準

非常時の連絡先リストや事故対応手順を作成し、事故の発生リスクが高い場所に掲示している

取組例

- 事故発生時にすぐに対応できるように、連絡先リストや事故対応手順を乗用管理機やトラック等に掲示する。
- 内部で農作業事故に関する研修会を開催し、掲示の位置等について確認する。
- 掲示の際は、文字以外にも絵や図を取り入れ、対応手順を分かりやすくする。
- トラブルの状況によっては携帯電話等が使えない場合（破損、水没、紛失等）もあるので、作業場等にいつでも見えるように掲示する。
- 1人で作業をする場合は、事故発生時に居場所を知らせるため、作業内容、場所等のメモを残す。

※リストに記載する連絡先としては、警察、消防、病院（診療科別、夜間・休日）、農協、環境管理事務所、農林振興センター、出荷先、農機具販売店、つくば中毒110番（029-852-9999）等が想定される。



緊急時は慌てしまうため、誰でも見られる場所に緊急連絡先を掲示しておきます

国際水準GAPガイドライン
24番



24

食 品 安 全
環 境 保 全
労 働 安 全

農薬、肥料、燃料等の農業用資材は、整理整頓し、適切に保管していますか

農業用資材は、農産物への接触や、環境への流出、盗難、崩落・落下の防止、火災予防等の目的で、適切な場所に整理整頓して保管する必要があります。また、農薬や肥料等は、ラベル・袋の汚損等によって、内容物が分からなくなること避ける必要があります。



達成水準

毒劇物等は法令に従って適切に管理している
農業用資材は、種類ごとに整理整頓して適切に保管している

取組例

- 毒劇物は、他の資材と分けて鍵のかかる保管庫に適切に表示・管理する。
- 液状の農薬は、容器の下に容量以上のバットを敷き、流出を防いでいる。
- 農薬や燃料がこぼれた時のために、砂や清掃器具を備えておく。
- 農薬を取り扱う施設では、換気口を設置するなど通気性を確保する。
- 危険物*を保管する場合は、保管場所に火気厳禁の表示を行い、消防法等の定めに従い、適切に管理する。
 - *燃料（重油、軽油、灯油及びガソリン等）、発熱・発火・爆発の恐れのある一部の資材（マシン油乳剤などの農薬、硝酸アンモニウム、生石灰、各種オイル類等）
 - ※保管方法や保管できる量について、管轄の消防署に相談すると良い。
- 肥料袋が破れた場合は、容器に移し替えるなど、適切に対応する。移し替えた場合は、肥料名等がすぐ分かるようなシール等を貼っておく。

農薬は、盗難防止のために、鍵のかかる保管庫（ロッカー等で代替可）に保管します



こぼれるのを防ぐため、農薬の下にはバットを敷きます



国際水準GAPガイドライン
40、59、65番



25

食 品 安 全
労 働 安 全

農薬を他の容器に移し替えていませんか

農薬の移し替えは、他の農薬との取り違いや誤飲といった事故が起きやすくなります。



達成水準

農薬の移し替えは絶対に行わない

取組例

- 農薬を他の容器に移し替えない。特に、ペットボトルやドリンク剤のビン等の容器に移し替えると間違えて飲む可能性があるので、絶対に行わない。



国際水準GAPガイドライン
59番



26

農場経営管理

登録品種の種苗の利用条件を把握していますか

登録のある品種を利用する場合は、権利者の承諾・了解を得る必要があります。あらかじめ権利・義務関係をしっかりと確認しておきます。



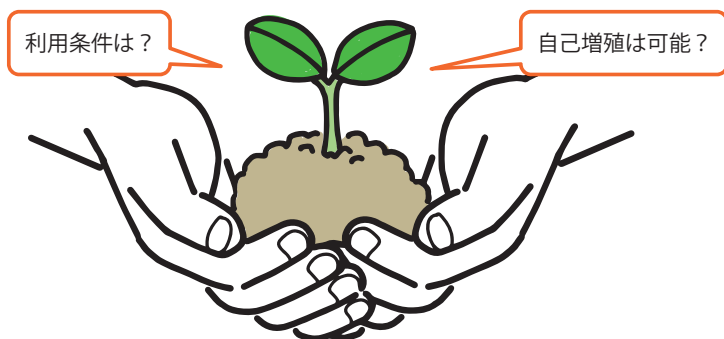
達成水準

登録品種であるか確認している
(登録品種の場合は) 種苗の利用について、権利関係を必ず確認している

取組例

- 登録品種の種苗を利用（自家増殖を含む）・譲渡する時は、権利者の承諾・了解を必ず得る。無断で他の農家に譲渡したり、海外へ持ち出したりしない。
- ホームセンター等で販売されている苗は「種苗」として増殖することができない場合がある。販売店で権利関係を確認し、条件が確認できない場合は、増殖を目的として利用しない。
- 権利関係が不明な種苗は使わない。

※巻末の参考データ（種苗法）を参照



国際水準GAPガイドライン
5番



27

農場経営管理

地番、面積、栽培歴、所有者や契約条件等、ほ場や施設に関する情報を整理していますか

ほ場は、農業経営の最も重要な基盤です。ほ場や施設の名称、地番、面積、栽培品目、栽培歴、借り入れている場合は所有者や契約条件等を整理しておき、営農・農作業における重要な情報源とします。



達成水準

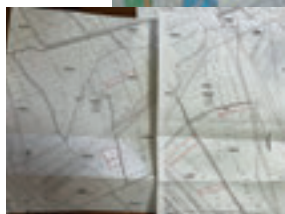
生産ほ場や施設の一覧を作成するなど、ほ場情報や栽培歴を整理し、保存している

取組例

- ほ場や施設は番号・名称等を付けて分かりやすく区別しておく。
- 面積や栽培歴等を管理するための台帳等を作成し、作業時に有効活用する。
- ほ場の一覧とともに、一覧と照合できる地図を用意し、栽培品目、周辺の状況が分かるように管理する。
- ほ場周辺の建物等、ほ場周辺の履歴についても記録しておく。
- 生産工程管理ツールを活用して情報を整理する。



生産ほ場を地図やリストで分かりやすく、整理します



名前 埼玉 太郎

2025年度管理ほ場一覧

区分	管理の詳細						作付(予定) 作物	備考
	所有者	面積	借地代	契約期限	支払日			
さいたま市浦和区高砂5660	自己所有	浦和花子					こまつな	
	借受							
	作業受託							
	自己所有	1,000㎡	5,000円/棟	2025年10月	2025年10月			

国際水準GAPガイドライン
1番

経営改善のために、農薬や肥料の在庫を把握していますか

農薬や肥料は、まとめて購入し、計画的に使用することによって仕入れコストが低下します。また、在庫管理台帳等を作成し、正確に在庫量を把握することによって、過剰な在庫や農薬の期限切れなどの無駄をなくします。

達成水準

管理台帳等に整理することによって、農薬や肥料等の在庫を正確に把握している

取組例

- 農薬や肥料の在庫について台帳等を作成し、保有している農薬や肥料の在庫を把握することで、購入時等の参考とする。
- 定期的に棚卸を実施する。

参考様式（農薬記録票）				農薬名 ○○乳剤（500ml）		
受入		払出		在庫量	圃場番号	対象作物
日付	数量	日付	数量			
4/1	5本	/		5本		
/		8/1	2本	3本	①	こまつな
/		/				

種類ごとに購入時（受入）と使用時（払出）を記録し、定期的に棚卸をして在庫量を確認しましょう

※在庫を管理する単位は、無理のない範囲で設定する
（例：50ml、100ml、○分の1本等）

資材等の取引先には信頼できる事業者を選定していますか

資材の購入先や水質等の分析機関等は、信頼できる業者を選択します。また、生産工程の一部を外部委託する場合にも、S-GAPに沿った管理が行われるよう、委託先と合意を得ることが重要です。

達成水準

資材やエネルギーの取引先、外部分析機関には、信頼性を担保できる事業者を選定している(*)
農場業務を外部委託している場合は、S-GAPに沿った管理を遵守することについて、委託事業者の合意を得ている(*)

取組例

- 取引先については、適切な資材等を安定して調達するため、信頼できる事業者を選定する。
- 外部分析機関（農産物の残留農薬、土壌、水質の分析等）には、信頼できる分析機関として、厚生労働省の登録検査機関※やISO/IEC17025の認定機関を活用する。 ※巻末の参考データを参照
- 委託する工程、管理手順、定期的な点検の受入れなどを取り決めた契約を農場と外部委託先で交わす。
※外部委託の例：播種、防除、施肥、収穫、運送等
- 農場の責任者は、契約に基づき、定期的に外部委託先に赴き、手順通り作業を行っているか確認・点検する。適切な作業を行っていない場合は改善を要求する。



30

食 品 安 全
農 場 経 営 管 理

農業資材の購入伝票等は、ファイル等に整理し、保存していますか

種子や苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等に由来する事故があった時に、いつどこから購入したものを調べるためには、購入伝票等が必要です。



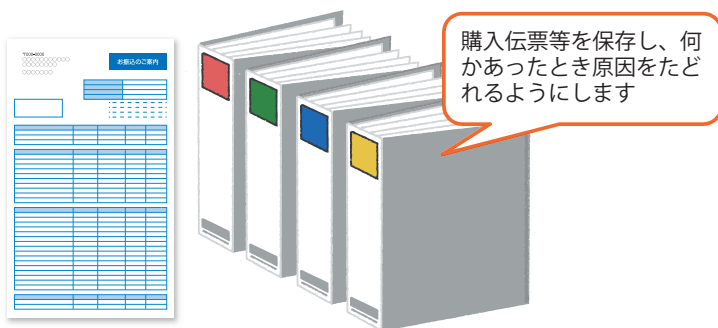
達成水準

資材の購入伝票等は、必要に応じて確認できるよう、整理して保存している

購入種苗については、信頼できる供給元から適正な手段で入手し、農薬使用履歴などの記録を保存している(*)

取組例

- 資材を購入した際は、購入伝票等を整理して保存し、資材に問題があった場合は、購入先等がすぐに分かるようにしておく（特に、種子や苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬、培土等）。
- 記録は、取引先等から求められた期間、保存する。
※確定申告の証拠書類等、法定期間の保存が求められる書類もあります。
- 種苗を購入した際は、品種や生産地、農薬使用記録等が記載された種子の容器やその他証票等を保存しておく。



国際水準GAPガイドライン
47番



31

農場経営管理

S-GAPガイドブックを基に、定期的に自己点検を行っていますか

S-GAPガイドブックを基本的な農場ルールと位置づけ、自己点検によって、自分の営農に不備や改善点がないか確認します。



達成水準

年に1回以上、自己点検を行っている

取組例

○年に1回以上自己点検を行うことで、改善点を把握し、GAPの目的を理解する。

○点検が終わったら、問題点等を記録しておく。

一度チェックしたら終わりではなく、定期的にS-GAPガイドブック等を活用して、見直しましょう

No.	作付前にチェックする項目	該当	達成水準
1	S-GAPの取組項目、必要性を理解し、それに沿った方針を定め、農場内で共有していますか	是	●
2	農場の責任者を定めていますか	是	●
3	生産現場をとりまき、計画に沿った作業を実施していますか	是	●
4	食品衛生・植物検疫・労働安全の観点からリスク評価を実施していますか	是・要・理	●
5	チームへの役割分担を定めていますか	是	●
6	事故や災害等による農産物の損傷・被害の防止策を取っていますか	是	●
7	雇用・労働環境における人権侵害防止について、管理方法等を確立していますか	人	●
8	は場や作業場等をきれいに保っていますか	是・要	●
9	は場や作業場への入場時のルールを、作業員や委託者に周知していますか	是	●
10	検疫等に関する食品の安全性を管理していますか	是	●
11	作業現場の施設は、作業や衛生管理に適合した構造になっていますか	是・要	●
12	土壌肥料の調査を定期的に実施し、肥料等の取組量を決定していますか	是	●
13	肥料等は、適切に製造されたものを使用していますか	是・理	○
14	検疫や検疫といった有害動物や害虫の発生防止に、検疫可能な農業の実践に努めていますか	是	○
15	検疫施設は、十分な清潔、乾燥・防湿などにより管理していますか	是・理	○
16	プラスチックゴミ等の廃棄物は、所定の処理業者に委託して処分していますか	是	○
17	作物の剪定は、廃棄したものは適切に処理するなどして、有効活用していますか	是	○
18	省エネを心がけていますか	是	○
19	農薬やゴミ置等現場を散らからないように管理していますか	是・理	○
20	危険な作業を把握し、農薬やガソリン等に注意喚起していますか	要・人	○
21	危険な場所には注意喚起の表示を行っていますか	要	○
22	農作業を安全に営むために、作業環境を改善していますか	要	○
23	労働時間や労働環境の改善等に関する労働者の権利のリスト等を作成し、周知していますか	要・理	○
24	農薬、肥料等の取組記録は、取組履歴、適切に管理していますか	要・理	○
25	農薬を他の作物に使用し、被害を与えていませんか	要・理	○
26	殺虫剤・殺菌剤の利益を最大化していますか	是	○
27	農薬、肥料、検疫、検疫、有害動物の取組履歴、は場や検疫に関する情報を管理していますか	是	○
28	経営改善のために、農業者の地位を把握していますか	是	○
29	農業者の取引先には信頼できる事業者を選定していますか	是	○
30	農業者の購入品は、品質に適合し、保証されていますか	是・理	○
31	S-GAPガイドブックを基に、定期的に自己点検を行っていますか	是	○
32	他のものに似ていますか	是	○
33	点検で気づいた問題について、すぐ改善に取り組みましたか	是	○
34	点検結果の分析、改善点のまとめ、改善点の記録に努めていますか	是	○
35	検疫記録等を検疫官からの求めに応じて提出できる状態を確保、保持していますか	是・理	○

No.	作付中にチェックする項目	該当	達成水準
36	農薬を使用する際は、登録情報を確認し、登録のラベルに書かれている使用基準を守っていますか	是	○
37	農薬取締法に定める農薬取締法、使用のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是・理	○
38	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是・理	○
39	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
40	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
41	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
42	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
43	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
44	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
45	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
46	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
47	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
48	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
49	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
50	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
51	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
52	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
53	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
54	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
55	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
56	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
57	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
58	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
59	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
60	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
61	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○
62	農薬のラベルに書かれている使用基準はよく守っていますか	是	○

国際水準GAPガイドライン
4番

他の人に点検してもらっていますか

自己点検だけでは気づかない問題点が、他の人からの点検で見つかる可能性があります。集団で取り組んでいる場合は、メンバー間で点検を行うなど、他者に点検してもらい、改善活動に活かします。

達成水準

他者からの点検を受け入れている

取組例

- 集団で取り組んでいる場合は、産地のリーダー等が内部点検を行うことで、自己点検では見つけられないような客観的な問題点を把握する。
- 第三者点検（取引先等による点検）、第三者点検（認証機関等による点検）についても活用を検討する。



S-GAP農場評価を受けるなど、第三者からの点検を取り入れることも大切です



33

農場経営管理

点検で見つかった問題について、すぐ改善に取り組みましたか

点検の結果把握された営農上の不備や改善点は、改善方法を検討し、早急に対処します。是正が完了したら、その方法や完了した日付を記録しておきます。



達成水準

点検の結果、改善が必要な事項があった場合、早急に対処している

取組例

- 点検の結果、改善が必要な事項が見つかった場合、適宜改善を行う。
また、改善が完了した場合は、その内容と完了日等を記録しておく。
- 改善が必要な事項について、重要性や緊急性、実現可能性等を考慮しながら早期の対処を心がける。
- 状況によって、改善方策等は普及指導員・営農指導員等の指導者に相談する。
- 問題が発覚した場合に迅速に処理できるよう、事前に手順を定めておく。

問題が見つかったら、
すぐに直そう！



改善

Kai = Change Zen = Good

国際水準GAPガイドライン
4番



34

農場経営管理

出荷記録の作成・保存を自分で行うか、販売委託先に依頼していますか

出荷に関する記録は、一定の期間（1～3年）保存し、事故の発生に備えます。なお、農協等に販売を委託している場合は、出荷記録の作成と保存についても農協等に依頼します。また、記録を紐づけ、トレーサビリティを確保します。



達成水準

出荷に関する記録を一定期間保存するなどして、万が一の事故発生に備えている

出荷記録は、栽培記録等と紐づけができるようになっている(*)

出荷する農産物には、名称と産地等が適正に表示されている(*)

取組例

- 農産物を出荷する場合は、以下について記録した台帳等を作成する。
 - ・品名
 - ・出荷または販売年月日
 - ・出荷または販売先の名称及び所在地
 - ・出荷量または販売量
 - ・収穫したほ場の名称等（ロット）
- 記録は、取引先等から求められた期間、保存する。
- 記録を保存する期間は、各農場で必要性を判断し、定める。
- 農協等に販売を委託している場合は、出荷記録の作成と保存についても依頼する。
- 出荷する農産物には、食品表示法に基づき名称（品目）と原産地（都道府県名または市町村名等）を表示する。※巻末の参考データを参照

出荷管理記録簿（2025年度）

作物名： こまつな

出荷責任者：埼玉 太郎

年月日	ほ場番号（名称）	出荷数量	出荷先	備考	確認者
2025/9/1	①	50ケース	JACO	1ケース〇東	海和花子

産地表示の例



出荷記録を保存することで、事故発生時には速やかに出荷物の回収等が可能になります

国際水準GAPガイドライン
11番

栽培記録等を取引先等からの求めに対応できる期間、保存していますか

万が一の事故発生時には、出荷記録以外に、栽培記録等を出荷先から求められる可能性があるので備えておきます。

達成水準

栽培記録等、各種記録を整理し、保管期間を定めて保存している農場内での育苗記録等、種苗に関する記録を備えている(*)

取組例

- 万が一の事故発生時に備え、出荷・販売停止、回収を迅速に行えるようにマニュアルを作成しておく。出荷等を委託している場合は、出荷先に対応手段があるか確認する。
- 収穫量の記録に努める。
- 資材の殺菌消毒、保守管理等を行った場合、その内容を栽培記録等に記入し、適切に保存する。
- 育苗中の農薬散布履歴などを記録しておく。

農産物事故が発生したときに、栽培記録等も求められることがあります

栽培管理記録簿

2025年

作物名	品種名	ほ場名称	ほ場面積
こまつな	露地・ハウス	良かった菜	高砂1-東①
			3a

播種日	7/31
定植日	/
	/
	/
収穫開始日	/
収穫終了日	/

資材名	使用量	使用日	備考
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	

薬剤散布

作業日	薬剤名	成分名	使用量・希釈倍数	散布液量	収穫前日数	備考
8/17	〇〇乳剤	△△△	2000倍	45ℓ	7	

国際水準GAPガイドライン
6、7、11、47番



36

食 品 安 全

農薬を使用する際は、登録情報を確認し、容器のラベルに書かれている使用基準を守っていますか

農薬取締法を守って正しく農薬を使用することによって、農産物の安全性を高めることが目的です。不適正な使用は、自分だけでなく周辺の生産者にも大きな影響を与えます。



達成水準

使用予定の農薬の登録情報を把握したうえで、農薬使用計画を作成し、その使用計画に基づき適正に農薬を使用している(*)
 農薬使用の責任者を決め、農薬適正使用の指示と使用状況の確認を行っている(*)
 農薬使用時は、必ず登録情報や容器のラベルに書かれている使用濃度や散布方法などを確認し、その内容を守っている

取組例

- 県病害虫防除所が発表している病害虫防除情報やＪＡ等の防除暦などを参考に、農薬使用計画を作る。
- 農薬使用前に、農薬の容器・包装の以下の表示内容を確認する。
 - ・使用できる対象農作物 ・希釈倍数や使用量 ・使用できる時期と回数
 - ・有効期限 ・使用上の注意
- 農薬登録の最新情報を農薬販売店やインターネット上から入手するよう努める。
- 計量、希釈の各段階で、以下の器具等を利用して農薬を散布する（出荷調製用との兼用は絶対にしない）。
 - ・計量：スポイト、計量スプーン、計量カップ、台はかり等
 - ・希釈：希釈タンク等
- 農薬使用責任者が、出荷前に農薬散布記録を確認する。



農薬容器のラベルの表示例

作物名	適用害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤及び〇〇（成分名）を含む総使用回数	使用方法
きゅうり	アブラムシ類	1000倍	収穫前日まで	4回以内	散布
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

農林水産省登録 第～号

農薬ラベルの情報をよく確認し、厳守します

国際水準GAPガイドライン
52、53、60番

37

食 品 安 全
環 境 保 全

農薬散布に利用する器具類は、使用のたびにしっかり点検し、使用後はよく洗っていますか

タンクや配管に農薬が残っていると、次回の防除の際に混入する恐れがあるので、よく洗浄します。また、点検・整備によって散布ムラや散布機の故障を防止し、適正に農薬を散布できるようにします。

達成水準

農薬散布機等を使用する際は、使用前後の点検及び使用後の洗浄を適切に行っている

取組例

- 農薬散布機等の薬液タンク、ホース、噴口、ノズル等農薬残留の可能性がある箇所に特に注意して、十分に洗浄する。農薬の残液や洗浄水は、必ず水質汚染の恐れがない場所へ廃棄する。
- 農薬散布機等は、性能どおりの機能が発揮できるように年に1回以上点検・整備を行う。
- 作業前及び作業後の点検を習慣づけ、問題が見つかった場合は修理するなどの適切な対応を取る。
- 定期交換部品は、指定された期間までに必ず交換する。
- 機械導入時に、安全性検査証票があるかを確認する。(平成29年以前については、型式検査合格証票または安全鑑定証票があるかを確認する)

※巻末の参考データを参照

農薬散布機等の洗浄水は、水質汚染の恐れのない場所に穴を掘るなどして廃棄します



国際水準GAPガイドライン
57番



38

食 品 安 全
環 境 保 全

周りのほ場に農薬が飛び散らないよう、対策を取っていますか

農薬を散布する時は、周りのほ場との距離や天候等を考慮し、噴出の勢いや散布の高さに注意して作業します。周りのほ場にある、自分または他人の農産物に、農薬を付着させないようにすることが目的です。



達成水準

防除の際は、気象条件や農薬の性質等を考慮して、周辺への影響をできる限り低減するよう対策を取っている

取組例

- 病虫害の発生状況を踏まえ、最小限の区域にとどめて農薬を散布する。
- 近隣に影響が少ない天候の日や時間帯に農薬を散布する。
- 液剤の代わりに粒剤、粉剤の代わりにDL粉剤や微粒剤を選ぶなど、飛散が少ない剤型の農薬を用いる。
- ドリフト軽減ノズル等、飛散が少ない散布器具を使用する。
- 異なる品目を同時に育苗する場合などは、育苗箱間での飛散を防止する。

狭い畝間では、隣接作物をビニール等で被覆することも有効です



国際水準GAPガイドライン
55番

周りのほ場の情報をできる限り把握 していますか

周りのほ場で、誰がどんな作物を作付けしているか、などの情報を把握しておきます。万が一適用外農薬の残留等が発見された場合、周りのほ場からの飛散の可能性を探る重要な参考情報となります。

達成水準

周りのほ場の作付情報等を把握している

取組例

- 周りのほ場から飛散した農薬がかかってしまう被害の対策のため、日頃から周辺ほ場の作付情報等を把握し、記録しておく。
- 定期的に周りのほ場の写真を撮っておく。
- 周りのほ場の所有者・作業者とは可能な限りコミュニケーションを図り、情報交換を行う。

農薬飛散に備えて、近隣ほ場の情報も把握しておきましょう



周りの作業者ともコミュニケーションを図り、作付情報の把握に努めましょう

周辺圃場の作付情報の例（〇月〇日現在）

北 4 道 路	
だいこん (収穫期：□月□日頃～□日頃)	はくさい (収穫期：◇月◇日頃～◇日頃)
キャベツ (収穫期：◎月◎日頃～◎日頃)	
ブロッコリー (収穫期：☆月☆日頃～☆日頃)	
ほうれんそう (収穫期：△月△日頃～△日頃)	レタス (収穫期：▽月▽日頃～▽日頃)
農 道	
(隣家の野菜畑) ねぎ (収穫期：○月上旬～×月下旬)	

体調がすぐれない状態での作業は控えていますか

体調がすぐれない状態での作業は危険だけでなく、伝染性の病原菌等が農産物に付着する恐れもあることから、できる限り作業を休み、医師に相談するなどして、事故の発生を回避します。

達成水準

体調がすぐれない状態での作業は控えている

取組例

- 風邪や発熱、おう吐、下痢等によって作業者の体調がすぐれない場合は、農産物の可食部に直接触れる作業をしない・させない。あるいは作業自体をしない・させない。
- やむを得ず作業する場合は、マスクや手袋等、衛生面に配慮した服装を徹底する。また、作業の手順や役割分担を見直すなどして、農作業事故の回避に努める。
- 管理者が主導して、あるいは外部から講師を呼んで、衛生・健康・安全等に関する講習会等を定期的を実施する。





41

食 品 安 全
農 場 経 営 管 理

作業前やトイレの後等、必要に応じてしっかり手洗いを行っていますか

農業は食品産業です。農産物が原因となった食中毒事件も発生していることから、衛生管理の徹底が求められており、手洗いの徹底は衛生管理の第一歩です。また、手洗い設備やトイレの確保は、働きやすい職場環境づくりの観点からも重要です。



達成水準

ほ場等から通える場所に清潔な手洗い設備やトイレを確保する
生食する農産物の出荷・調製作業等、衛生管理を特に要求される
作業にあたっては、作業前やトイレの後等の手洗いを徹底している

取組例

- 作業場やトイレ等に手洗い場を設置し、必要に応じて手洗いができる環境を整える。
- トイレ設備をほ場からできるだけ近くに設置し、なおかつ汚水がほ場や各施設等を汚さないように配慮する。
- 手洗い場が確保できない時や衛生管理を特に徹底する必要がある場合は、アルコール消毒やペーパータオルの使用等の手段も活用する。
- 定期的に手洗い設備を点検し、不備があればすみやかに改修する。



国際水準GAPガイドライン
26番

42

食 品 安 全
労 働 安 全

用具・器具や使用する機械等の数・状態を確認し、使用後は洗浄や手入れするなどして、清潔・適正に保っていますか

収穫用包丁のほ場内放置、調製用ハサミの出荷箱内混入といったことは、農作業安全や食品安全に関連した事故の原因となります。また、汚れた用具・器具類からの汚染防止を図るため、洗浄・手入れを徹底します。

達成水準

用具・器具等が清潔・適正に保たれ、数量や状態も把握されている

取組例

- 野菜の可食部に直接触れるハサミやナイフ等は使用したその日に洗浄し、清潔に保つ。
- 器具は、使用後定められた場所に戻し、紛失がないか確認する。
- 保管場所には道具の名称や数量を明示しておく。
- 収穫コンテナは、定期的に洗浄するなどして、清潔に保つ。
- 器具の保管期間が長い場合は、使用前に洗浄する。
- 農場で使用する機械・装置及び運搬車両を把握し、名称、数量等を一覧表に書き出す。また、運転日誌、点検・整備の記録（実施日、内容等）を作成する。
- 汚物や堆肥等を運搬する車両は、定期的に洗浄及びメンテナンスを行う。
- 機械等の洗浄場所は水源に影響がない場所に確保する。



用具・器具は決められた場所に置き、名称の表示をするとよい



数が把握できるようきれいに整理し、紛失が無いようにします

国際水準GAPガイドライン
36番

43

食 品 安 全

農産物に直接触れる包装資材等は、安全で清潔なものを使用していますか

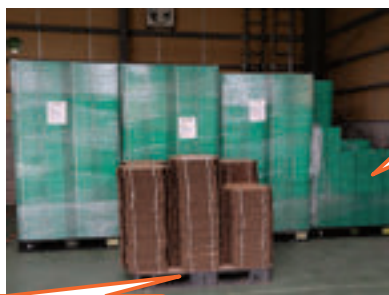
包装資材は農産物に直接接触するものです。保存、使用時を通じて、常に清潔に保ちます。また、泥で汚れてしまった場合等は、使用しないようにします。

達成水準

包装資材等は、保存、使用時を通じ、常に清潔に保たれている機械や器具、容器類、掃除道具、洗剤、消毒剤、潤滑油等は農産物に接触しても問題がないものか確認し、適切に使用、洗浄、保管している(*)

取組例

- 包装資材は清潔な場所に整理整頓して保管し、シートを被せるなどして清潔に保つ。
- 包装資材の素材は、生食する農産物の安全性に悪影響を与えないものを選ぶ。
- 農産物と接触する機械に使用する潤滑油には、食品機械用のものを選択する。
- 用途別、場所別に清掃道具を準備し、分別して衛生的に保管する。



包装資材や農産物等が汚染されないようにシート等で保護をします

汚染防止のため、床に直置きせず、パレット上に置きます

国際水準GAPガイドライン
38番

44

食 品 安 全

農産物の品質低下を防ぐ工夫をしていますか

農産物は、収穫直後から品質低下が始まります。新鮮で安全な農産物を消費者に提供するためにも、収穫から出荷までの品質低下をできるだけ抑えるように努めます。

達成水準

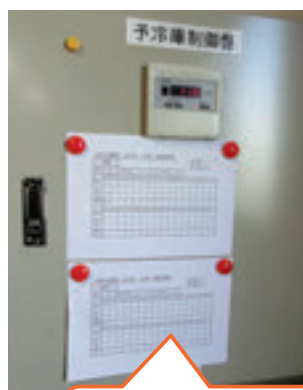
収穫、輸送、保管等の各工程で、品質低下を防ぐ工夫をするなど、農産物を適切に保管・貯蔵している

取組例

- 収穫後は、直射日光の当たらない涼しい場所に置き、すみやかに調製・梱包する。
- 保管時は、農産物の品質が低下しないように冷蔵庫で保管するなどして温度上昇を防ぐ。
- 冷蔵庫の温度を定期的に確認する。



収穫した農産物は、直射日光の当たらない涼しい場所に置きます



品質が低下する農産物は、適切な温度管理がされた冷蔵庫で保管します

国際水準GAPガイドライン
35番

出荷物への異物混入や汚染等の防止に努めていますか

出荷箱等に異物が混入していると、健全な農産物が傷つき、病原菌に汚染されるなど、商品価値や安全性が損なわれます。また、出荷物が汚染物質（肥料や農薬、アレルゲン等）に接触することも食品の安全性のリスクになります。

達成水準

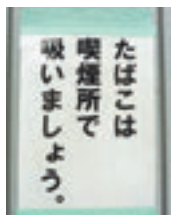
出荷物に異物等の混入や汚染・破損が発生しない対策を取っているアレルギー物質を含む農産物と他の農産物が接触する可能性のある作業工程を確認し、必要に応じて対策を取っている(*)

取組例

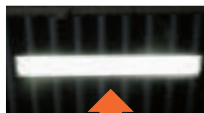
- 運搬用トラックの荷台の汚れを取り除き、土や肥料、農薬、燃料等により収穫物が汚染されないようにする。
- 収穫した農産物の近辺で、喫煙や飲食等をしない。
- 作業をする際は、清掃して作業場の清潔を保つほか、手・指の傷や絆創膏が農産物に直接触れないよう、手袋等を着用する。
- 出荷・調製作業を行っている期間は、清掃して作業場の清潔を保つ。特にペットを含め鳥獣の作業場への侵入は可能な限り排除する。
- アレルギー物質を含む農産物*の取扱いがある場合、作業台や機器類等の清掃を徹底する。

*特定原材料：くるみ、小麦、そば、落花生（令和7年2月時点）

特定原材料に準ずるものについては、巻末の参考データを参照。



収穫物付近での喫煙の禁止表示



飛散防止の電灯
ガラス破片が出荷物に入ると、出荷物全てを回収することもあります



46

環境保全
農場経営管理

散布農薬は、必要量を計算して調製し、その都度使いきっていますか

農薬の散布量については、不十分な場合には、期待した効果が得られません。経営や環境への影響の面からは、必要最低限の散布が望まれます。そのため、散布面積を考慮した適切な農薬調製が必要です。



達成水準

農薬散布液を作製する際は、散布面積等から必要量を計算し、適切な器具を使い、周辺環境を汚染しない場所で調製している
使用した計量器具等の洗浄を適切に行っている(*)

取組例

- 作物の生育段階及び散布面積から薬液量を算定し、用意する。
- 農薬の量をはかる際は、計量カップや秤等の計量器具を使用して正確にはかりとる。
- 農薬の調製に使用した計量器具等や、調製時に空になった原液のビン、調製用の水で洗浄し、その洗浄水は、散布液作製中の調製タンクに入れる。
- 農薬散布の際には、散布予定面積全体に散布できるよう散布量を調節する。

農薬を計量するカップや秤等の計量器具は、農薬計量専用のものを使用します



薬液は、農薬と水量を正確に計測し、調製します



農薬調合専用の台に計量器具を設置します

国際水準GAPガイドライン
54番

農薬による環境負荷の低減につながる対策を積極的に導入していますか

化学合成農薬は適切に使用すれば、人の健康や環境に悪影響を与えるものではありません。しかし、環境中に大量に放出することを考えると、使用は慎重に検討し、環境負荷の低減を図る必要があります。

予防・判断・防除の3つの取組を基本としたIPM*に取り組み、効率的・効果的な防除を行います。

*IPMとは、Integrated Pest Managementの略称であり、「総合的病害虫・雑草管理」などと訳します。

達成水準

病害虫・雑草の発生を抑制する環境作りに取り組んでいる
病害虫・雑草の発生状況を把握し、農薬の使用は必要最低限としている
化学合成農薬に代わる防除手段を積極的に導入している

取組例

【予防】

- ・輪作体系の導入や対抗作物の作付、病害虫抵抗性品種の活用、雨よけ栽培等の被覆技術、マルチ栽培等によって、病害虫の発生を抑制する環境作りに取り組んでいる。

【判断】

- ・発生予察情報等を活用し、病害虫の発生状況を把握したうえで、被害が生じると判断される場合に防除を行う。

【防除】

- ・防虫ネットや粘着シート等を利用し、物理的防除の実施を検討する。
- ・薬剤防除の際は、化学合成農薬だけでなく、微生物農薬等の利用を検討する。
- ・病害虫や雑草に農薬の耐性が生じないように防除計画を立てる。
- ・農薬適正使用アドバイザーの認定講習に積極的に参加する。

相談先：埼玉県農林部農産物安全課 農薬・植物防疫担当（電話048-830-4053）



ビニールシート被覆
による雨よけ栽培



害虫を捕獲する
粘着板

国際水準GAPガイドライン
49、50、51番



48

労働安全

危険を伴う作業は、基本的に熟練者や資格を有する者が行うようにしていますか

作業者の安全を確保するため、危険な作業は熟練者が行うようにします。慣れない作業者が作業する場合は、単独では行わせず、熟練者が補助するようにします。また、免許や資格が必要な作業は、それを有する者が行います。



達成水準

危険な作業は有資格者等が行い、育成が必要な作業者に対しては熟練者が指導している
妊産婦や年少者に危険な作業を割り当てない

取組例

- 機械作業や化学物質等を取り扱う必要がある場合は、必要な免許や資格を有する者が作業を行う。
- 従業員の免許や資格の有無及び有効期間を把握しておく。
- 危険な作業を行う場合は、一人だけの作業をできる限り避ける。
- 農業においては、一般事業と異なり労働基準法の一部適用除外があるが、労働基準法を尊重して以下のような管理指導を行うように心がける。
 - ・妊娠中及び産後1年を経過していない女性には、妊娠または出産に係る機能障害等健康状態に悪影響を及ぼす作業（重量物の扱いや薬剤の取扱いなど）を割り当てない。
 - ・年少者（15歳以上18歳未満）は、夜遅くまで作業させないようにする。



49

労働安全

農作業安全をよく考慮した服装で作業していますか

農業には様々な環境下での作業があります。暑さ、寒さへの対応だけでなく、安全な作業を行うための防護服等を着用する必要があります。



達成水準

作業の特性に合わせた作業服や防護具を着用し、適切に管理している

農薬散布の際は、容器の表示内容に基づき、適切な装備を整えて作業を実施し、作業後は、作業服や防護具を適切に洗浄し、保管している

取組例

- 機械を取り扱う時は、巻き込みを避けるために袖口の締まった服を着る。
- 夜間作業をする場合は、ヘルメットや作業服に反射テープ等を貼付し、目立つ服装とする。
- 騒音の激しいところでは耳栓、粉じんが発生するところでは防塵マスクを着用するなど、作業環境に合わせて対応する。
- 農薬散布の際は、使用基準に従い、マスクやゴーグル等の防護具を着用し、調製・防除・片付け作業を実施する。マスクは、使用する農薬に適したものを選び、使用限度時間、保証期限を確認する。
- 防除作業後は、次の作業に備え、作業服や防護具をよく洗浄し、他への汚染がないように保管する。



作業中の服装の
注意事項の例

国際水準GAPガイドライン
23、56番

農業用機械等は、取扱説明書をよく読み、内容を理解してから適切に使用していますか

農業用機械を正しく扱うことは、農作業安全の重要なポイントです。取扱説明書をよく読み、使用方法を習熟し、点検・整備の上、適切に使用します。また、必要に応じていつでも説明書を取り出せるよう保管します。

達成水準

機械・装置・器具類の使用にあたっては、使用方法の習熟や安全装置等の確認、使用前後の点検・整備を怠らない
取扱説明書はよく読み、きちんと保存している

取組例

- 取扱説明書を熟読し、いつでも目を通せるように大切に保管しておく。
- 機械の使用前点検や使用後の整備及び適切な保管管理を徹底する。
- 計量機器は定期的に動作を確認し、必要に応じて校正を行う。
- 乗用型トラクター等、左右独立ブレーキが付いた機械の走行時は、左右のブレーキペダルを連結させる。
- 脚立を使用する場合は、開き止め等の固定器具を確実にロックする。
- 安全装置の使い方等、取扱方法の情報はきわめて重要なので、中古の機械を譲り受け、使用説明書がない時等は、販売代理店、メーカーホームページもしくはその機械の作業に熟練した者等から情報を入手する。

農業用機械の取扱説明書は、誰でも読める場所に保管します



国際水準GAPガイドライン
36、37、39番



51

食 品 安 全
農 場 経 営 管 理

農薬や肥料の使用状況をきちんと記録していますか

農薬や肥料の使用記録は、安全生産の重要なポイントです。万が一の事故の場合、この使用記録が、自分の経営を守る防波堤となります。そのため、詳細かつ正確に、もれなく記録します。



達成水準

農薬や肥料の使用状況を記録し、保存している

取組例

○農薬を使用した場合は、台帳等に以下の項目を記入し、必要に応じて利用できるようにしておく。

- ・使用年月日
- ・作業者名
- ・場所
- ・作物名等
- ・農薬名
- ・散布面積
- ・使用量または希釈倍数

※他者に農薬を販売したり、譲渡したりしない。

農薬・肥料の使用状況は、
全員が見られるように整理
します

栽培管理記録簿

作物名	品種名	ほ場名称	ほ場面積
トマト	露地・ハウス	長かつ菜	高砂1〜菜①
			3a

2025年

○肥料を施用した場合は、台帳等に以下の項目を記入し、必要に応じて利用できるようにしておく。

- ・施用年月日
- ・作業者名
- ・場所
- ・作物名等
- ・肥料の種類、名称
- ・施用面積
- ・施用量

播種日	7/31	資材名	使用量	使用日	備考
定植日	/			/	
	/			/	
	/			/	
収穫開始日	/			/	
収穫終了日	/			/	
				/	

薬剤散布

作業日	薬剤名	成分名	使用量・希釈倍数	散布流量	収穫前日数	備考
8/17	〇〇〇乳剤	△△△	2000倍	45ℓ	7	

購入した種苗に農薬が使用されている場合、その情報も忘れずに記録しておきましょう

国際水準GAPガイドライン
58、64番

養液栽培に使用する養液は、適切に管理していますか

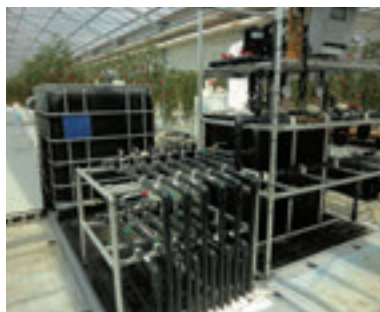
養液栽培では、培養液が大腸菌等の微生物によって汚染されることがあります。この他の汚染物質混入防止も含め、養液栽培における培養液の管理は、安全生産上重要な管理点です。

達成水準

培養液は、衛生的に維持・管理し、排液は適切に廃棄している
養液栽培に使用している資材、機器も衛生的な状態を維持している

取組例

- 使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は、水源の切り替え、水質の改善等を図る。
- 衛生的な維持・管理のため、培養液はできる限り頻繁に交換する。
また、再利用する場合は、微生物的及び科学的汚染を低減するための措置を取る。
- 廃培養液は、畑作物への散布等、肥料として再利用することが望ましいが、やむをえず廃棄する場合は窒素等の濃度を低下させてから排出する。
- 栽培で使用する資材や機器は、定期的に清掃、消毒等を行う。



養液栽培で使った養液は適切に管理し、廃棄します



53

環境保全

住宅地や人通りの多い道路等に近い ほ場で農薬を使う際は、周辺に配慮 していますか

農薬散布の際は、ほ場周辺の居住者や通行人とのトラブルを未然に防ぐため、時間帯や気象条件に注意します。また、苦情があった場合は、可能な限り改善に向けて対処します。

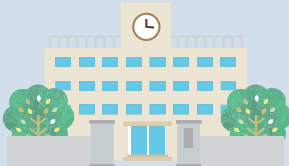


達成水準

農薬散布の際は、近隣住民等に十分配慮し、影響回避のための対策を取っている

取組例

- ほ場周辺の居住者等を対象に、事前に農薬使用の目的や散布日時、使用する農薬の種類等について情報提供する。
- 農薬散布の際は、近隣に影響が少ない気象条件や時間帯を選択する。
- 万が一苦情があった場合は、その内容（日時、天候、苦情の内容等）を記録するとともに、相手と相談し改善に向けて対処する。
- 飛散が少ない剤型の農薬及び農薬の飛散を抑制するノズルを使用する。



近隣に学校、通学路がある場合、事前に学校へ連絡

農薬散布のお知らせ
 下記の内容で農薬散布を実施いたします。
 記
 目的:アメリカシロヒトリ防除のため
 日時:6月4日(水)
 午前6時30分～
 使用農薬:BT剤
 (〇〇水和剤)

看板による事前の周知

騒音、悪臭、煙の拡散等による周辺への影響に配慮していますか

農場を継続的に運営していくためには、周辺の居住者の理解が必要です。住民と良好な関係を維持できれば、生産活動への協力も得られます。迷惑をかけていないか、状況を把握し、対策を講じます。

達成水準

騒音、振動、悪臭、煙・埃・有害物質の飛散・流出等による周辺住民等への影響に配慮し、対策を取っている(*)

取組例

- 機械操作の騒音の対策として、深夜早朝の作業はしない、堆肥の悪臭の対策として、繰り返し作業時は回覧等で周知するなどの対策を講じる。
- トラクターで公道を走る場合、機械やタイヤに付着した泥を公道に落とさないように清掃する、「低速車マーク」を表示するなどの対策を取る。
- 公道に車両を長時間駐車することを避ける。
- 周辺住民と積極的にコミュニケーションを取り、迷惑をかけていないか、情報の把握に努める。



55

環境保全
労働安全

土壌くん蒸剤を使う場合は、使用上の注意に従い、安全使用を徹底していますか

土壌くん蒸剤の使用は危険を伴います。使用上の注意をよく読み、内容を理解したうえで使用します。また、周辺への揮散を防止し、使用効果を向上させるため、しっかりと被覆します。



達成水準

土壌くん蒸剤を使用する場合、使用上の注意に従って使用している

取組例

- 農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従って、防護マスク等の防護装備を着用し、揮散防止のために、ポリエチレン、ビニール等で必ず被覆する。
- 施設内での作業中は出入口や窓を開けて換気し、作業後は臭気なくなるまで施設内に入らない。
- 使用済み容器は、適切な残液・残臭処理を行ってから廃棄処分する。



使用上の注意事項を守り、適切な資材（材質・厚み）で被覆します

施設内では必ず換気を行います

雨や風で表土が失われやすいほ場で侵食を防ぐ対策を取っていますか

作土層の維持は、作物を健全に生育させるために重要です。雨や風で表土が失われやすいようなほ場では、侵食を軽減する取組が必要です。

達成水準

土壌の侵食を受けやすいほ場では、侵食を軽減する取組を活用している

取組例

- 傾斜地の場合、作業上の安全が確保できることを条件に、斜面に対して直角方向に耕うんするなどして、斜面の上側に耕起する。
- 作付のない時に地表面が裸にならないよう、植物で覆う（被覆作物の栽培）。
- 法面の雑草の根を残して土壌流出、法面の崩壊を防ぐ（草生栽培の実施）。
- 堆肥の施用等によって土壌の透水性を確保し、表土の流亡を防止する。
- ほ場とほ場の間に防風垣を設置するなどの対策を取る。



草丈の低い雑草を生やして、土壌侵食を軽減します



57

環境保全

特定外来生物（セイヨウオオマルハナバチ）等の利用では、飼養方法をきちんと守っていますか

特定外来生物（セイヨウオオマルハナバチ）を飼養する場合は、外部へ逃げ出した時の生態系への被害等を考慮し、付与される条件を守ることが重要です。導入天敵等その他の外来生物についても生態系を守るために適切に使用します。



達成水準

特定外来生物を利用する場合は、許可を得た上で、定められた飼養条件を守っている
導入天敵等その他の外来生物について、適切に飼育管理している(*)

取組例

- 環境省の許可を取得し、特定外来生物を利用している場合は、定められた飼養管理基準を遵守する。

連絡先：環境省関東地方環境事務所 野生生物課（電話048-600-0817）

【注釈】

農業生産に用いられる特定外来生物はセイヨウオオマルハナバチのみ（令和7年2月現在）で、当該ハチの飼養は、過去からの継続利用や相続利用のみが許可されているという状況です。（関東地方環境事務所情報）

現状では、「新たな許可を取得する」ことは想定できませんが、国のガイドラインを踏まえ、S-GAPに掲載しています。

- 特定外来生物を利用する前に、特定外来生物を使わない技術や代替生物がないか確認する。
例：セイヨウオオマルハナバチの代替としてクロマルハナバチを利用する。
- 導入天敵などの特定外来生物ではない外来生物を使用する場合は、取扱説明書の注意事項に従って管理する。



クロマルハナバチ

国際水準GAPガイドライン
46番

ボイラー等を設置・使用する場合、 届出や点検等、設置者の義務を守っ ていますか

ボイラーの設置者は、設置時の届出や落成検査の受検等が義務づけられています。小型ボイラーについても、設置の報告義務があります。関係機関に連絡して、法令上の義務を確認します。

※ボイラーとは、水等の液体を加熱して蒸気または温水を作り、それを他の設備等に供給する装置のこと（温風暖房機とは異なります）。

達成水準

ボイラーや圧力容器を設置している場合は、届出や取扱作業主任者の設置が必要な規模かどうかを把握し、適切に処理している(*)
自主点検を定期的に行い、記録を保存している(*)

取組例

- ボイラーの設置・使用にあたり、火災予防条例に基づく消防署への届出、必要な場合は労働安全衛生法に基づく労働基準監督署への届出、取扱作業主任者の設置等を行う（管轄窓口に相談する）。

【必要な届出等】

- ・小型ボイラー：設置の報告
- ・第一種圧力容器：設置届、落成検査、取扱作業主任者の設置

※ボイラーの種類によって対応が異なる。

- 農場で使用するボイラーが、関係法令等によりどのような規制の対象になるか確認し、自主点検、点検記録の保存等を適切に行う。



59

人権保護
農場経営管理

農作業中の事故の発生等に備えて各種保険に加入していますか

各種保険に加入することは、従業員だけでなく、自分の経営や家庭を守ることに繋がります。



達成水準

各種保険に加入している

取組例

- 法人経営の場合は、従業員が1人でもいる場合、必ず労災保険に加入する。
- 法人経営でなくても、常時雇用している従業員が5人以上の場合は、必ず労災保険に加入する。従業員が5人未満であっても必要に応じて労災保険に加入する。
- 個人経営（家族経営）の場合は、ケガに備えた保険の利用を検討する。また、特別加入制度を利用した労災保険への加入を検討する。
※労災保険の特別加入制度については、巻末の参考データを参照
- 不明な点は、最寄りの労働基準監督署に相談する。

農作業事故に備え、
従業員の労災保険に
加入しましょう



国際水準GAPガイドライン
21番



60

人権保護

外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境を整備していますか

外国人技能実習生、特定技能などの在留資格の種類により、受入れのための手続きが異なります。制度を理解し、必要な届出を行います。



達成水準

技能実習生など、外国人雇用がある場合、適切な対応を行うための環境整備等を実施している(*)

取組例

- 外国人を雇用する際には、必ず適切な在留資格や就労許可を所持しているか確認する。
- 受入れ及び離職時には、ハローワークへ必要な届出を行う。
- 外国人技能実習生など住込みで働く作業者がいる場合、快適な住環境を提供する。
- 日本語をよく理解できない外国人雇用者には、写真やイラスト、母国語への翻訳などにより、理解できる方法で農場のルールを教える。

61

農場経営管理

育成した品種、開発した技術、ブランド名等は、知的財産権を取得していますか

自分の育成した品種や開発した技術は、貴重な財産です。自分や地域の農業発展のために、権利関係をしっかりと守ることが重要です。

達成水準

知的財産を保有している場合、自己のものとして権利関係を取得するなど、適切に保護・活用している

取組例

- 「他人にまねできない技術」や「自分で育成した品種」等がある場合、弁理士、弁護士に相談する。種苗登録であれば行政書士でも可。
- ブランド名を表示する場合は、他者の商標を侵害していないか確認し、商標登録を行う。



※巻末の参考データを参照
【特許・実用新案、意匠、商標情報】
特許情報プラットフォーム



※巻末の参考データを参照
【品種登録情報】
農林水産省品種登録ホームページ

出荷物にブランド名等を付けて販売する際は、商標登録に注意していますか

商標を侵害すると、名称の使用差し止めだけでなく、商品の廃棄や商標権者に生じた損害の賠償までも請求されることがあります。特に、品種名との誤認※は頻発していますので、よく注意します。

また、商標の他、新たに開発された技術等の知的財産についても、権利関係を確認します。

達成水準

ブランド名の商業登録の状況や新たに開発された技術等の知的財産の権利関係を確認し、他者の権利を侵害しないようにしている

取組例

- 出荷物にブランド名を貼付する、直売所でブランド名を表記して販売する場合等は、商標が登録されていないか確認する。
- あえてブランド名を表記する必要がない場合、作物名や品種名を使用する。
 - ・例：「ぼくぼくいも（仮ブランド名）」→さつまいも、ベニアズマ 等

※例：デコボン←熊本県果実農業協同組合連合会が所有する登録商標。品種名は「不知火」



商標を付けた農産物の例
「丸系八つ頭」(埼玉県)

名前 埼玉 太郎

2025年度管理ほ場一覧

番号	地番 (呼称)	管理の詳細						作付 (予定) 作目	備考
		区分	所有者	面積	借地代	契約期限	支払日		
	さいたま市浦和区高砂5660	自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託	浦和花子	1,000㎡	5,000円 俵	2025年 10月	2025年 10月	こまつな	
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年 月	月 日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年 月	月 日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年 月	月 日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年 月	月 日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年 月	月 日		
		自己所有 ・ 借受 ・ 作業受託		㎡	円 俵	年 月	月 日		

出荷管理記録簿 (2025年度)

作物名： こまつな

出荷責任者：埼玉 太郎

年月日	ほ場番号 (名称)	出荷数量	出荷先	備考	確認者
2025/9/1	①	50ケース	JA〇〇	1ケース〇束	浦和花子
	合計	50ケース			

栽培管理記録簿

2025年

作物名		品種名	ほ場名称	ほ場面積
こまつな	露地・ハウス	良かった菜	高砂 1ー東①	3 a

播種日	7/31
定植日	/
	/
	/
収穫開始日	/
収穫終了日	/

資材名	使用量	使用日	備考
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	
		/	

薬剤散布

作業日	薬剤名	成分名	使用量・希釈倍数	散布液量	収穫前日数	備考
8/17	〇〇〇乳剤	△△△	2000倍	45ℓ	7	

参考データ

【GAP全般】

ホームページの名称	関連する項目
国際水準GAPガイドライン (農林水産省) 	全

【リスク評価】

ホームページの名称	関連する項目
リスク評価の手引き (日本生活協同組合 連合会) 	4

【事業継続計画】

ホームページの名称	関連する項目
「農業版」事業継続計画(BCP) (農業支援課) 	6

【人権】

ホームページの名称	関連する項目
労働基準に関する法制度 (厚生労働省) 	7
適切な労務管理のポイント (厚生労働省) 	7
農業者・農業法人 労務管理のポイント (農林水産省・ 厚生労働省) 	7,59

ホームページの名称	関連する項目
家族経営協定 (農林水産省) 	7
人権 相談窓口のご案内 (人権・男女共同参画課) 	7
農業分野における外国人の受入れに ついて(農林水産省) 	60

【環境への配慮】

ホームページの名称	関連する項目
主要農作物施肥基準 (農業支援課) 	12,14
環境と調和のとれた農業生産活動規範 について (農林水産省) 	17,18
農業機械の省エネ利用マニュアル (農林水産省) 	18

【肥料の安全性】

ホームページの名称	関連する項目
肥料の品質と安全性の確保 (農林水産省) 	13

【廃棄物の処理】

ホームページの名称	関連する項目
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (環境省) 	15,16
埼玉県内の産業廃棄物 処理業者一覧 (産業廃棄物指導課) 	15,16
公益財団法人日本産業廃棄物処理振 興センターHP (日本産業廃棄物 処理振興センター) 	15,16

【事故発生時の応急対策】

ホームページの名称	関連する項目
応急手当の知識と技術を身につけて おきましょう (政府広報オンライン) 	20
一般市民向け応急手当WEB講習 (消防庁) 	20

【農作業事故の防止】

ホームページの名称	関連する項目
農作業安全対策 (農林水産省) 	20,21,22
こうして起こった農作業事故 ～農作業事故の対面調査から～ (農作業事故事例集) (農林水産省) 	20,21,22
農作業安全情報センター (農研機構) 	20,21,22
鳥獣による農作物等の被害の防止に 係る電気さく施設における安全確保に ついて(農林水産省) 	21
農業機械研究部門 「安全性検査」 (農研機構) 	37
労働安全衛生関係の免許・資格・技能 講習・特別教育など (厚生労働省) 	20,58
労働安全衛生法に基づく 免許・技能講習等 (埼玉労働局) 	20,58

【危険物の取扱い】

ホームページの名称	関連する項目	ホームページの名称	関連する項目
消防法 (総務省) 	24	毒物劇物を使用される皆さんへ (薬務課) 	24,25,36
少量危険物の各施設の技術基準や事故事例について (横須賀市) 	24	毒物劇物の安全対策 (厚生労働省) 	24,25,36

【農薬の適正使用・管理】

ホームページの名称	関連する項目	ホームページの名称	関連する項目
農薬登録情報 (FAMIC) 	36	農薬の正しい使い方 (動画) (クロップライフジャパン) 	24,25,49,53
農薬は適正に使用しましょう！ (農産物安全課) 	24,25,36,46	農薬はきちんと保管して正しく使いましょ！ (クロップライフジャパン) 	23,24,25,49,53
農薬取締法 (農林水産省) 	24,36	知って得する！保護具の知識 (クロップライフジャパン) 	49
農薬の保管管理等の徹底について (通知) (農林水産省) 	24,25	残留農薬のポジティブリスト制度と農薬のドリフト対策について (農林水産省) 	37,38,53
		クロルピクリンの安全で適正な取扱い (クロルピクリン工業会) 	24,25,36,55

【種苗法、知的財産】

ホームページの名称	関連する項目
品種登録制度について (農林水産省) 	26
種苗法の改正について (農林水産省) 	26
特許情報プラットフォーム (独立行政法人工業所有権情報・ 研修館) 	61,62
品種登録ホームページ (農林水産省) 	61

【外部分析機関】

ホームページの名称	関連する項目
食品衛生法上の登録検査機関に ついて(厚生労働省) 	29

【食品表示】

ホームページの名称	関連する項目
食品表示法等(消費者庁) 	34

【アレルギー物質】

ホームページの名称	関連する項目
食物アレルギー表示に関する情報 (消費者庁) 	45

【労災保険】

ホームページの名称	関連する項目
農業者のための労災保険の特別加入 制度 (農林水産省) 	59

【野菜の衛生管理】

ホームページの名称	関連する項目
野菜の衛生管理に関する情報 (農林水産省) 	10,11,13,19, 40,41,42,43, 44

相談窓口

相談先		住所	電話番号
さいたま農林 振興センター	管理部地域支援担当	〒330-0074 さいたま市浦和区 北浦和5-6-5	048-822-2492
	農業支援部技術普及担当		048-822-1007
川越農林 振興センター	管理部三富農業・地域支援担当	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17	049-242-1808
	農業支援部技術普及担当	ウエスタ川越 公共施設棟5階	049-242-1804
東松山農林 振興センター	管理部地域支援担当	〒355-0024 東松山市六軒町5-1	0493-23-8532
	農業支援部技術普及担当		0493-23-8582
秩父農林 振興センター	管理部地域支援担当	〒368-0034 秩父市日野田町1-1-44	0494-24-7211
	農業支援部技術普及担当		0494-25-1310
本庄農林 振興センター	管理部地域支援担当	〒367-0026 本庄市朝日町1-4-6	0495-22-6156
	農業支援部技術普及担当		0495-22-3116
大里農林 振興センター	管理部地域支援担当	〒360-0831 熊谷市久保島1373-1	048-523-2812
	農業支援部技術普及担当		048-526-2210
加須農林 振興センター	管理部地域支援担当	〒347-0054 加須市不動岡564-1	0480-61-3404
	農業支援部技術普及担当		0480-61-3911
春日部農林 振興センター	管理部地域支援担当	〒344-0038 春日部市大沼1-76	048-737-2134
	農業支援部技術普及担当		048-737-6311

埼玉県はS-GAPを通じて、SDGs達成への貢献に取り組んでいきます



埼玉県農林部農産物安全課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-4057

無断転用禁止

